

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照表

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）（抄）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2～6（略）</p> <p>7 都道府県知事は、申請者が法第八条第一項又は第九条第一項の規定による許可（平成十二年十月一日以降に受けた許可であつて、当該許可の日から起算して五年を経過しないもの（この項（第五条の三第四項、第五条の十一第三項、第五条の十二第三項及び第六条第三項において準用する場合を含む。）の規定により別に受けた許可を証する書類を提出して受けた許可を除く。）に限る。）を受けている場合は、第五項の規定にかかわらず、同項第十号から第十五号までに掲げる書類の全部又は一部に代えて、当該許可を受けていることを証する書類を提出させることができる。</p> <p>（生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類）</p> <p>第三条の二 法第八条第三項の書類には、次に掲げる事項を記載し</p>	<p>（一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2～6（略）</p> <p>7 都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長とする。第十二条の十四、第十二条の二十八及び第十条の四を除き、以下同じ。）は、申請者が法第八条第一項又は第九条第一項の規定による許可（平成十二年十月一日以降に受けた許可であつて、当該許可の日から起算して五年を経過しないもの（この項（第五条の三第四項、第五条の十一第三項、第五条の十二第三項及び第六条第三項において準用する場合を含む。）の規定により別に受けた許可を証する書類を提出して受けた許可を除く。）に限る。）を受けている場合は、第五項の規定にかかわらず、同項第十号から第十五号までに掲げる書類の全部又は一部に代えて、当該許可を受けていることを証する書類を提出させることができる。</p> <p>（生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類）</p> <p>第三条の二 法第八条第三項の書類には、次に掲げる事項を記載し</p>

なければならない。

一 設置しようとする一般廃棄物処理施設の種類及び規模並びに処理する一般廃棄物の種類を勘案し、当該一般廃棄物処理施設を設置することに伴い生ずる大気質、騒音、振動、悪臭、水質又は地下水に係る事項のうち、周辺地域の生活環境に影響を及ぼすおそれがあるものとして調査を行ったもの（以下この条において「一般廃棄物処理施設生活環境影響調査項目」という。）

二～五（略）

六 大気質、騒音、振動、悪臭、水質又は地下水のうち、これらに係る事項を一般廃棄物処理施設生活環境影響調査項目に含めなかつたもの及びその理由

七（略）

（生活環境の保全に関する専門的知識）

第四条の三 法第八条の二第三項（法第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による環境省令で定める事項は、廃棄物の処理並びに大気質、騒音、振動、悪臭、水質及び地下水に関する事項とする。

（特定一般廃棄物最終処分場）

第四条の八 法第八条の五第一項の環境省令で定める一般廃棄物の最終処分場は、令第五条第二項に規定する一般廃棄物の最終処分場であつて、次に掲げるもの以外のものとする。

一 国又は地方公共団体（港務局を含む。第十二条の七の四第一号において同じ。）が設置する一般廃棄物の最終処分場

なければならない。

一 設置しようとする一般廃棄物処理施設の種類及び規模並びに処理する一般廃棄物の種類を勘案し、当該一般廃棄物処理施設を設置することに伴い生ずる大気汚染、水質汚濁、騒音、振動又は悪臭に係る事項のうち、周辺地域の生活環境に影響を及ぼすおそれがあるものとして調査を行ったもの（以下この条において「一般廃棄物処理施設生活環境影響調査項目」という。）

二～五（略）

六 大気汚染、水質汚濁、騒音、振動又は悪臭のうち、これらに係る事項を一般廃棄物処理施設生活環境影響調査項目に含めなかつたもの及びその理由

七（略）

（生活環境の保全に関する専門的知識）

第四条の三 法第八条の二第三項（法第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による環境省令で定める事項は、廃棄物の処理並びに大気汚染、水質汚濁、騒音、振動及び悪臭に関する事項とする。

（特定一般廃棄物最終処分場）

第四条の八 法第八条の五第一項の環境省令で定める一般廃棄物の最終処分場は、令第五条第二項に規定する一般廃棄物の最終処分場であつて、国又は地方公共団体（港務局を含む。第十二条の七の四において同じ。）以外の者が設置するものとする。

二 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二条第五項に規定する選定事業者が同法第十条第一項に規定する事業計画又は協定に従って実施する同法第二条第四項に規定する選定事業において設置される一般廃棄物の最終処分場であつて、当該選定事業の終了後に国又は地方公共団体が当該選定事業者から譲り受けるもの（国又は地方公共団体が当該最終処分場を廃止するまでの間維持管理を行うものに限る。）

（維持管理積立金の算定基準）
第四条の九（略）

2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、特定一般廃棄物最終処分場（法第八条の五第一項に規定する特定一般廃棄物最終処分場をいう。以下同じ。）の残余の埋立容量その他の埋立ての状況を考慮し、必要と認める場合には、当該特定一般廃棄物最終処分場に係る法第八条の五第四項の環境省令で定める算定基準を、次の式のとおりとすることができる。

$$A = C \times \frac{H + S \times T}{N}$$

この式において、A、C、H、S、N及びTは、それぞれ次の値を表すものとする。

- A 当該年度に積み立てるべき維持管理積立金の額
- C 埋立処分の終了後における維持管理に必要な費用の額
- H 当該年度の前年度までに当該特定一般廃棄物最終処分場に埋立処分された一般廃棄物の数量

（維持管理積立金の算定基準）
第四条の九（略）

S 当該年度の四月から九月（八月以前に埋立処分が終了する特定一般廃棄物最終処分場にあつては、当該埋立処分を終了する月）までに当該特定一般廃棄物最終処分場に埋立処分された一般廃棄物の数量

前年度における当該特定一般廃棄物最終処分場の残余の埋立容量その他の埋立別の状況に基づいて都道府県知事が定める数量

N 当該特定一般廃棄物最終処分場の埋立容量

T 当該年度の前年度までに積み立てられた維持管理積立金の額

3 特定一般廃棄物最終処分場の設置者は、第一項又は前項の算定基準において、埋立処分の終了後における維持管理に必要な費用の額から当該年度の前年度までに積み立てられた維持管理積立金の額を差し引いた額以下の額を当該年度に積み立てるべき維持管理積立金の額に増額して積み立てることができる。

4 第一項又は第二項の式により算定した数値が負数となるときは、当該年度の維持管理積立金の額は零とする。

5 第一項又は第二項の式により算定した数値に千未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（維持管理積立金に係る通知）

第四条の十 法第八条の五第四項の規定による都道府県知事の通知は、毎年度十二月三十一日までに、当該年度の四月一日において現に使用することができ、かつ、埋立処分が終了していない特定一般廃棄物最終処分場ごとに、特定一般廃棄物最終処分場の設置者（法第八条の五第一項に規定する特定一般廃棄物最終処分場の

2 前項の式により算定した数値が負数となるときは、当該年度の維持管理積立金の額は零とする。

3 第一項の式により算定した数値に千未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（維持管理積立金に係る通知）

第四条の十 法第八条の五第四項の規定による都道府県知事の通知は、毎年度八月三十一日までに、当該年度の四月一日において現に使用することができ、かつ、埋立処分が終了していない特定一般廃棄物最終処分場（法第八条の五第一項に規定する特定一般廃棄物最終処分場をいう。以下同じ。）ごとに、特定一般廃棄物最

設置者をいう。以下同じ。)が当該年度に積み立てなければならない維持管理積立金の額を算定し、当該特定一般廃棄物最終処分場の設置者に対し、その額及びその算定の基礎の概要を記載した文書を交付して行うものとする。

2 都道府県知事は、法第八条の五第四項の規定による通知をしたときは、速やかに、独立行政法人環境再生保全機構(以下「機構」という。)に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一 三 (略)

四 特定一般廃棄物最終処分場の設置の場所、埋立地(一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所をいう。第四条の十五第一項第四号、第五条の五第一項第六号、第五条の五の二第一項第五号及び第十三号から第十六号まで、第五条の十第一項第六号並びに第五条の十の二第一項第五号及び第十三号から第十六号までにおいて同じ。)の面積、埋立容量及び当該年度の前年度の残余の埋立容量並びに当該年度の四月から九月までに当該特定一般廃棄物最終処分場に埋立処分された一般廃棄物の数量

五 (略)

3 (略)

(維持管理積立金の積立期限)

第四条の十一 法第八条の五第四項の規定による通知を受けた特定一般廃棄物最終処分場の設置者は、当該年度の二月二十八日まで、当該通知に係る額の金銭を機構に積み立てなければならない。

終処分場の設置者(同項に規定する特定一般廃棄物最終処分場の設置者をいう。以下同じ。)が当該年度に積み立てなければならない維持管理積立金の額を算定し、当該特定一般廃棄物最終処分場の設置者に対し、その額及びその算定の基礎の概要を記載した文書を交付して行うものとする。

2 都道府県知事は、法第八条の五第四項の規定による通知をしたときは、速やかに、独立行政法人環境再生保全機構(以下「機構」という。)に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一 三 (略)

四 特定一般廃棄物最終処分場の設置の場所、埋立地(一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所をいう。第四条の十五第一項第四号、第五条の五第一項第六号、第五条の五の二第一項第五号及び第十三号から第十六号まで、第五条の十第一項第六号並びに第五条の十の二第一項第五号及び第十三号から第十六号までにおいて同じ。)の面積及び埋立容量

五 (略)

3 (略)

(維持管理積立金の積立期限)

第四条の十一 法第八条の五第四項の規定による通知を受けた特定一般廃棄物最終処分場の設置者は、当該年度の一月三十一日まで、当該通知に係る額の金銭を機構に積み立てなければならない。

2 (略)

(維持管理積立金の取戻し)

第四条の十三 法第八条の五第六項の規定による環境省令で定める場合は、次のとおりとする。

一 (略)

二 当該年度の維持管理積立金について第四条の九第一項又は第二項の式により算定した数値が負数となつた場合

2 (略)

3 第一項第二号に規定する場合において、特定一般廃棄物最終処分場の設置者が取り戻すことができる額は、第四条の九第一項又は第二項の式により算定した数値の絶対値の額とする。

4 前項の場合において、取り戻すことができる額の算定については、第四条の九第五項の規定を準用する。

(報告)

第四条の十七 特定一般廃棄物最終処分場(当該年度の四月一日において埋立処分が終了しているものを除く。)の設置者は、毎年度十月三十一日までに、当該特定一般廃棄物最終処分場に関し、次に掲げる事項を記載した報告書を都道府県知事に提出しなければならない。

一 (略)

五 埋立処分を開始してから前年度の三月三十一日までに埋立処分された一般廃棄物の数量及び当該年度の四月から九月までに埋立処分された一般廃棄物の数量

六・七 (略)

2 (略)

(維持管理積立金の取戻し)

第四条の十三 法第八条の五第六項の規定による環境省令で定める場合は、次のとおりとする。

一 (略)

二 当該年度の維持管理積立金について第四条の九第一項の式により算定した数値が負数となつた場合

2 (略)

3 第一項第二号に規定する場合において、特定一般廃棄物最終処分場の設置者が取り戻すことができる額は、第四条の九第一項の式により算定した数値の絶対値の額とする。

4 前項の場合において、取り戻すことができる額の算定については、第四条の九第三項の規定を準用する。

(報告)

第四条の十七 特定一般廃棄物最終処分場(当該年度の四月一日において埋立処分が終了しているものを除く。)の設置者は、毎年度六月三十日までに、当該特定一般廃棄物最終処分場に関し、次に掲げる事項を記載した報告書を都道府県知事に提出しなければならない。

一 (略)

五 埋立処分を開始してから前年度の三月三十一日までに埋立処分された一般廃棄物の数量

六・七 (略)

(委託契約に含まれるべき事項)

第八条の四の二 令第六条の二第三号ホ(令第六条の十二第三号の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～六 (略)

七 委託契約の有効期間中に当該産業廃棄物に係る前号の情報に
変更があつた場合の当該情報の伝達方法に関する事項

八 受託業務終了時の受託者の委託者への報告に関する事項

九 委託契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取扱い
に関する事項

(産業廃棄物管理票の交付)

第八条の二十 管理票の交付は、次により行うものとする。

一～四 (略)

五 中間処理業者(当該産業廃棄物に係る処分を委託した者が電
子情報処理組織使用事業者である場合に限る。)にあつては、
次条第一項第八号及び第十号に規定する事項について、当該産
業廃棄物に係るすべての第八号の三十一の二第三号の規定によ
る通知に係る事項と相違がないことを確認の上、交付すること

六 (略)

(管理票の記載事項)

第八条の二十一 法第十二条の三第一項の環境省令で定める事項は
、次のとおりとする。

(委託契約に含まれるべき事項)

第八条の四の二 令第六条の二第三号ホ(令第六条の十二第三号の
規定によりその例によることとされる場合を含む。)の環境省令
で定める事項は、次のとおりとする。

一～六 (略)

七 受託業務終了時の受託者の委託者への報告に関する事項

八 委託契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取扱い
に関する事項

(産業廃棄物管理票の交付)

第八条の二十 管理票の交付は、次により行うものとする。

一～四 (略)

五 中間処理業者(当該産業廃棄物に係る処分を委託した者が電
子情報処理組織使用事業者である場合に限る。)にあつては、
次条第一項第八号及び第十号に規定する事項について、当該産
業廃棄物に係るすべての第八号の三十一第三号の規定による通
知に係る事項と相違がないことを確認の上、交付すること

六 (略)

(管理票の記載事項)

第八条の二十一 法第十二条の三第一項の環境省令で定める事項は
、次のとおりとする。

一〇九（略）

十 中間処理業者（当該産業廃棄物に係る処分を委託した者が電子情報処理組織使用事業者である場合に限る。）にあつては、当該産業廃棄物に係る処分を委託した者の氏名又は名称及び第八条の三十一の二第三号に規定する登録番号

2（略）

（管理票交付者の報告書）

第八条の二十七 法第十二条の三第六項の規定による管理票に関する報告書は、産業廃棄物を排出する事業場（同一の都道府県の区域内に設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場が二以上ある場合には、当該二以上の事業場を一の事業場とする。）ごとに、毎年六月三十日までに、その年の三月三十一日以前の一年間において交付した管理票の交付等の状況に関し、様式第三号により作成し、当該事業場の所在地を管轄する都道府県知事に提出するものとする。

（産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者の帳簿記載事項等）

第十条の八 法第十四条第十五項において準用する法第七条第十五項の規定による環境省令で定める産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者の帳簿の記載事項は、産業廃棄物の種類ごとに、次の表の上欄の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

一〇九（略）

十 中間処理業者（当該産業廃棄物に係る処分を委託した者が電子情報処理組織使用事業者である場合に限る。）にあつては、当該産業廃棄物に係る処分を委託した者の氏名又は名称及び第八条の三十一第三号に規定する登録番号

2（略）

（管理票交付者の報告書）

第八条の二十七 法第十二条の三第六項の規定による管理票に関する報告書は、産業廃棄物を排出する事業場（同一の都道府県（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市又は特別区）の区域内に設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場が二以上ある場合には、当該二以上の事業場を一の事業場とする。）ごとに、毎年六月三十日までに、その年の三月三十一日以前の一年間において交付した管理票の交付等の状況に関し、様式第三号により作成し、当該事業場の所在地を管轄する都道府県知事に提出するものとする。

（産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者の帳簿記載事項等）

第十条の八 法第十四条第十五項において準用する法第七条第十五項の規定による環境省令で定める産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者の帳簿の記載事項は、産業廃棄物の種類ごとに、次の表の上欄の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

収集又は運搬	収集又は運搬	運搬の委託	処分	処分の委託
(略)	(略)	(略)	(略)	一～四 (略) 五 交付した管理票ごとの、受け入れた産業廃棄物に係る第八条の三十一の二第三号の規定による通知に係る処分を委託した者の氏名又は名称及び登録番号 六 (略)

2・3 (略)

(特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者の帳簿記載事項等)

第十条の二十一 法第十四条の四第十六項において準用する法第七条第十五項の規定による環境省令で定める特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者の帳簿の記載事項は、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、次の表の上欄の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

収集又は運搬	(略)
--------	-----

収集又は運搬	収集又は運搬	運搬の委託	処分	処分の委託
(略)	(略)	(略)	(略)	一～四 (略) 五 交付した管理票ごとの、受け入れた産業廃棄物に係る第八条の三十一第三号の規定による通知に係る処分を委託した者の氏名又は名称及び登録番号 六 (略)

2・3 (略)

(特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者の帳簿記載事項等)

第十条の二十一 法第十四条の四第十六項において準用する法第七条第十五項の規定による環境省令で定める特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者の帳簿の記載事項は、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、次の表の上欄の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

収集又は運搬	(略)
--------	-----

運搬の委託	(略)
処分	(略)
処分の委託	<p>一、四 (略)</p> <p>五 交付した管理票ごとの、受け入れた特別管理産業廃棄物に係る第八条の三十一の二第三号の規定による通知に係る処分を委託した者の氏名又は名称及び登録番号</p> <p>六 (略)</p>

2・3 (略)

(生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類)
 第十一条の二 法第十五条第三項の書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 設置しようとする産業廃棄物処理施設の種類及び規模並びに処理する産業廃棄物の種類を勘案し、当該産業廃棄物処理施設を設置することに伴い生ずる大気質、騒音、振動、悪臭、水質又は地下水に係る事項のうち、周辺地域の生活環境に影響を及ぼすおそれがあるものとして調査を行ったもの(以下この条において「産業廃棄物処理施設生活環境影響調査項目」という。)

二、五 (略)

六 大気質、騒音、振動、悪臭、水質又は地下水のうち、これら

運搬の委託	(略)
処分	(略)
処分の委託	<p>一、四 (略)</p> <p>五 交付した管理票ごとの、受け入れた特別管理産業廃棄物に係る第八条の三十一第三号の規定による通知に係る処分を委託した者の氏名又は名称及び登録番号</p> <p>六 (略)</p>

2・3 (略)

(生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類)
 第十一条の二 法第十五条第三項の書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 設置しようとする産業廃棄物処理施設の種類及び規模並びに処理する産業廃棄物の種類を勘案し、当該産業廃棄物処理施設を設置することに伴い生ずる大気汚染、水質汚濁、騒音、振動又は悪臭に係る事項のうち、周辺地域の生活環境に影響を及ぼすおそれがあるものとして調査を行ったもの(以下この条において「産業廃棄物処理施設生活環境影響調査項目」という。)

二、五 (略)

六 大気汚染、水質汚濁、騒音、振動又は悪臭のうち、これらに

に係る事項を産業廃棄物処理施設生活環境影響調査項目に含めなかつたもの及びその理由

七 (略)

(生活環境の保全に関する専門的知識)

第十二条の三 法第十五条の二第三項(法第十五条の二の五第二項において準用する場合を含む。)の規定による環境省令で定める事項は、廃棄物の処理並びに大気質、騒音、振動、悪臭、水質及び地下水に関する事項とする。

(特定産業廃棄物最終処分場)

第十二条の七の四 法第十五条の二の三において準用する法第八条の五第一項に規定する環境省令で定める産業廃棄物の最終処分場は、令第七条第十四号ロ及びハに掲げる産業廃棄物の最終処分場であつて、次に掲げるもの以外のものとする。

一 国又は地方公共団体が設置する産業廃棄物の最終処分場

二 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第二条第五項に規定する選定事業者が同法第十条第一項に規定する事業計画又は協定に従つて実施する同法第二条第四項に規定する選定事業において設置される産業廃棄物の最終処分場であつて、当該選定事業の終了後に国又は地方公共団体が当該選定事業者から譲り受けるもの(国又は地方公共団体が当該最終処分場を廃止するまでの間維持管理を行うものに限る。)

(準用)

第十二条の七の五 第四条の九から第四条の十一まで及び第四条の

に係る事項を産業廃棄物処理施設生活環境影響調査項目に含めなかつたもの及びその理由

七 (略)

(生活環境の保全に関する専門的知識)

第十二条の三 法第十五条の二第三項(法第十五条の二の五第二項において準用する場合を含む。)の規定による環境省令で定める事項は、廃棄物の処理並びに大気汚染、水質汚濁、騒音、振動及び悪臭に関する事項とする。

(特定産業廃棄物最終処分場)

第十二条の七の四 法第十五条の二の三において準用する法第八条の五第一項に規定する環境省令で定める産業廃棄物の最終処分場は、令第七条第十四号ロ及びハに掲げる産業廃棄物の最終処分場であつて、国又は地方公共団体以外の者が設置するものとする。

(準用)

第十二条の七の五 第四条の九から第四条の十一まで及び第四条の

十三から第四条の十六までの規定は、特定産業廃棄物最終処分場（法第十五条の二の三において準用する法第八条の五第一項に規定する特定産業廃棄物最終処分場をいう。）に係る維持管理積立金について、第四条の十七の規定は、特定産業廃棄物最終処分場の設置者（同項に規定する特定産業廃棄物最終処分場の設置者をいう。）について準用する。この場合において、これらの規定中「特定一般廃棄物最終処分場」とあるのは「特定産業廃棄物最終処分場」と、第四条の九第一項及び第二項中「法第八条の五第四項」とあるのは「法第十五条の二の三において準用する法第八条の五第四項」と、第四条の十第一項中「法第八条の五第四項」とあるのは「法第十五条の二の三において準用する法第八条の五第四項」と、法第八条の五第一項とあるのは「法第十五条の二の三において準用する法第八条の五第四項」とあるのは「法第十五条の二の三において準用する法第八条の五第四項」と、法第十五条の二の三において準用する法第八条の五第一項とあるのは「法第十五条の二の三において準用する法第八条の五第四項」と、法第十五条の二の三において準用する法第八条の五第一項とあるのは「法第十五条の二の三において準用する法第八条の五第四項」と、法第十五条の二の三において準用する法第九条第四項とあるのは「法第十五条の二の五第三項において準用する法第九条第四項」と、第四条の十五中「法第九条第四項」とあるのは「法第十五条の二の五第三項において準用する法第九条第四項」と、第四条の十六中「法第九条の五第一項の許可若しくは

十三から第四条の十六までの規定は、特定産業廃棄物最終処分場（法第十五条の二の三において準用する法第八条の五第一項に規定する特定産業廃棄物最終処分場をいう。）に係る維持管理積立金について、第四条の十七の規定は、特定産業廃棄物最終処分場の設置者（同項に規定する特定産業廃棄物最終処分場の設置者をいう。）について準用する。この場合において、これらの規定中「特定一般廃棄物最終処分場」とあるのは「特定産業廃棄物最終処分場」と、第四条の九第一項中「法第八条の五第四項」とあるのは「法第十五条の二の三において準用する法第八条の五第四項」と、第四条の十第一項中「法第八条の五第四項」とあるのは「法第十五条の二の三において準用する法第八条の五第四項」と、法第十五条の二の三において準用する法第八条の五第一項とあるのは「法第十五条の二の三において準用する法第八条の五第四項」とあるのは「法第十五条の二の三において準用する法第八条の五第四項」と、法第十五条の二の三において準用する法第八条の五第一項とあるのは「法第十五条の二の三において準用する法第八条の五第四項」と、法第十五条の二の三において準用する法第九条第四項とあるのは「法第十五条の二の五第三項において準用する法第九条第四項」と、第四条の十五中「法第九条第四項」とあるのは「法第十五条の二の五第三項において準用する法第九条第四項」と、第四条の十六中「法第九条の五第一項の許可若しくは法第九条

は法第九条の六第一項の認可をしたとき、又は法第九条の七第二項」とあるのは「法第十五条の四において準用する法第九条の五第一項の許可若しくは法第十五条の四において準用する法第九条の六第一項の認可をしたとき、又は法第十五条の四において準用する法第九条の七第二項」と、「法第八条の五第七項」と、第四条の十七中「報告書」とあるのは「様式第二十一号による報告書」と、同条第四号中「第一条第二項第十四号八」とあるのは「第二条第二項第三号の規定によりその例によることとされる最終処分基準省令第一条第二項第十四号八」と読み替えるものとする。

(指定区域の指定の公示)

第十二条の三十三 法第十五条の十七第二項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による指定区域の指定(同条第五項において準用する場合にあつては、指定の解除。以下この条において同じ。)の公示は、当該指定をする旨並びに当該指定区域及び令第十三条の二の規定による埋立地の区分(同条第三号イに掲げる埋立地にあつては第十二条の三十一の規定による埋立地の区分(以下「埋立地の区分」という。))を明示して、都道府県の公報に掲載して行うものとする。この場合において、当該指定区域の明示については、次のいずれかによることとする。

一・二 (略)

の六第一項の認可をしたとき、又は法第九条の七第二項」とあるのは「法第十五条の四において準用する法第九条の五第一項の許可若しくは法第十五条の四において準用する法第九条の六第一項の認可をしたとき、又は法第十五条の四において準用する法第九条の七第二項」と、「法第八条の五第七項」とあるのは「法第十五条の二の三において準用する法第八条の五第七項」と、第四条の十七中「報告書」とあるのは「様式第二十一号による報告書」と、同条第四号中「第一条第二項第十四号八」とあるのは「第二条第二項第三号の規定によりその例によることとされる最終処分基準省令第一条第二項第十四号八」と読み替えるものとする。

(指定区域の指定の公示)

第十二条の三十三 法第十五条の十七第二項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による指定区域の指定(同条第五項において準用する場合にあつては、指定の解除。以下この条において同じ。)の公示は、当該指定をする旨並びに当該指定区域及び令第十三条の二の規定による埋立地の区分(同条第三号イに掲げる埋立地にあつては第十二条の三十一の規定による埋立地の区分(以下「埋立地の区分」という。))を明示して、都道府県保健所を設置する市又は特別区の公報に掲載して行うものとする。この場合において、当該指定区域の明示については、次のいずれかによることとする。

一・二 (略)

(届出台帳の調製等)

第十五条の八 法第十九条の十一第一項の届出台帳は、帳簿及び図面をもつて調製するものとする。

2～5 (略)

附則

(略)

(届出台帳の調製等)

第十五条の八 法第十九条の十第一項の届出台帳は、帳簿及び図面をもつて調製するものとする。

2～5 (略)

附則

1 (略)

2 当分の間、第三条中「設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長」とあるのは「設置する市にあつては、市長」と、第八条の二十七中「設置する市又は特別区にあつては、市又は特別区」とあるのは「設置する市にあつては、市」と、様式第二号の二から様式第二号の五までの様式中「市長又は区長」とあるのは「市長」と、様式第三号中「市長又は区長」とあるのは「市長」と、「市又は特別区」とあるのは「市」と、様式第四号及び様式第五号中「市長又は区長」とあるのは「市長」と、様式第六号中「市長又は区長」とあるのは「市長」と、「市区名」とあるのは「市名」と、様式第七号中「市長又は区長」とあるのは「市長」と、様式第八号中「市長又は区長」とあるのは「市長」と、「市区名」とあるのは「市名」と、様式第九号から様式第十一号までの様式中「市長又は区長」とあるのは「市長」と、様式第十二号中「市長又は区長」とあるのは「市長」と、「市区名」とあるのは「市名」と、様式第十三号中「市長又は区長」とあるのは「市長」と、様式第十四号中「市長又は区長」とあるのは「市長」と、様式第十五号から様式第二十八号までの様式中「市長又は区長」とあるのは「市長」とする。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則（平成十三年環境省令第二十三号）（抄）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p>（保管等の状況の届出）</p> <p>第五条 法第八条の規定による届出は、毎年度、前年度におけるポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況について、当該年度の六月三十日までに、次に掲げる事項を記載した様式第一号による届出書の正本及び副本を当該保管及び処分に係る事業場の所在地を管轄する都道府県知事に提出することにより行うものとする。</p> <p>一〇五（略）</p> <p>二〇五（略）</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p>（保管等の状況の届出）</p> <p>第五条 法第八条の規定による届出は、毎年度、前年度におけるポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況について、当該年度の六月三十日までに、次に掲げる事項を記載した様式第一号による届出書の正本及び副本を当該保管及び処分に係る事業場の所在地を管轄する都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長とする。以下同じ。）に提出することにより行うものとする。</p> <p>一〇五（略）</p> <p>二〇五（略）</p>

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成十七年環境省令七号）（抄）（附則第八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

<p>改正後</p>	<p>附則 （経過措置） 第五条 新規則第十二条の七の四の規定は、平成十七年四月一日より前に埋立処分が開始された産業廃棄物の最終処分場については、平成十八年三月三十一日までは、なお従前の例による。</p>
<p>改正前</p>	<p>附則 （経過措置） 第五条 新規則第十二条の七の四の規定は、平成十七年四月一日より前に埋立処分が開始された産業廃棄物の最終処分場については、なお従前の例による。</p>